

健全化判断比率・資金不足比率の公表について

問い合わせ 財政課 TEL 0584-53-1112

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の実態を市民の皆さんに明らかにするため、本市の令和5年度決算の財政指標を公表します。

公表する指標は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5種類です。（用語の解説をご参照ください。）

健全化判断比率、資金不足比率が、一定基準以上となった場合は、財政健全化計画（公営企業会計については、経営健全化計画）の策定等が義務付けられます。

○令和5年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回ります。

（単位：％）

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
海 津 市	—	—	7.7	29.3
早期健全化基準	13.25	18.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
(参考) 令和4年度比率	—	—	8.3	32.7

※ ①②については、実質赤字額および連結実質赤字額がないため「—」を記載しています。

○公営企業における資金不足比率については、収支が黒字であり不足は生じていないため該当しません。

（単位：％）

会 計 名	⑤資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0

※ 資金不足額が生じていないため「—」を記載しています。

【参考】令和4年度決算についても、資金不足等は生じておりません。

用語の解説

①実質赤字比率

普通会計（一般会計および地方公営事業会計以外の特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量）に対する比率

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率

普通会計における元利償還金および準元利償還金（公営企業債の償還に充てる繰出金等）の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

⑤資金不足比率

公営企業会計の資金不足の程度を指標化した比率